

○越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例
施行規則

平成27年規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例（平成27年越前町条例第○号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請及び承諾)

第2条 条例第6条第1項の規定により、越前町移住・二地域居住体験施設（以下「体験施設」という。）の使用の承諾を受けようとする者は、使用を開始する日の1月前から14日前までの間に越前町移住・二地域居住体験施設使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び一時使用目的による建物賃貸借契約に関する合意書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承諾し、越前町移住・二地域居住体験施設使用承諾書（様式第3号。以下「使用承諾書」という。）を申請者に通知するものとする。この場合において、施設の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付するものとする。

3 前項に規定する使用承諾書の通知をもって、越前町と使用者との間において、申請書に記載した使用目的及び理由に供するための住宅として、借地借家法の適用を受けない一時的に使用する目的の賃貸借契約に合意したものとみなす。

4 町長は、前第2項に規定する審査により申請者が条例第5条の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、越前町移住・二地域居住体験施設使用不承諾通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間等)

第3条 条例第10条の規定により、体験施設の使用期間は、原則2泊以上30泊以内で、使用承諾書に明記した使用承諾期間とする。

2 町長は、体験施設の使用の承諾を受けた者が使用承諾書に明記された使用開始日に使用を開始しないときは、当該使用承諾を取り消すことができる。

(家賃)

第4条 条例第11条第1項に規定する家賃は、光熱水費（電気、ガス、上下水道料金）を含めるものとする。

2 条例第11条第2項に規定する家賃の納付は、納入通知書によってその指定された期限までに納入しなければならない。

3 前第1項の規定にかかわらず、使用終了時において、あらかじめ町長が定める光熱水費の使用量を超過した場合は、超過した光熱水費を納入通知書によってその指定された期限までに納入しなければならない。

(家賃の減免)

第5条 条例第12条の規定により、家賃の減額又は免除を受けようとする者は、越前町移住・二地域居住体験施設家賃減免申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(終了報告)

第6条 使用者は、体験施設の使用終了時に越前町移住・二地域居住体験施設使用終了報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、体験施設の使用開始時に、町長から体験施設の鍵を受け取り、当該体験施設を使用するものとする。この場合において、使用者は次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠する等体験施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意し、体験施設内は禁煙とすること。
- (3) 備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、法令その他決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験施設の使用期間が満了した後、使用者の私物が放置された場合は、町長が処分できるものとし、使用者は、当該処分に対し異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(禁止行為)

第8条 使用者は、体験施設において次に定める行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 体験施設の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (7) 体験施設内及び体験施設の敷地内で動物を飼育すること(身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合を除く。)
- (8) 体験施設の用途を変更すること。
- (9) 体験施設の増改築、移転、改造又は模様替えをすること。
- (10) 町長の承諾を得ずに体験施設の敷地内に工作物を設置すること。
- (11) 既存の体験施設の鍵以外の鍵を設置し、又は体験施設の鍵の複製物を作成すること。
- (12) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (13) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、体験施設の使用にふさわしくない行為をす

ること。

(使用承諾の取消し)

第9条 町長は、使用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、条例第9条第1項に基づき、使用の承諾を取り消し、越前町移住・二地域居住体験施設使用承諾取消通知書(様式第7号)により使用者に通知するものとする。

(1) 第7条に規定する遵守義務

(2) 第8条に規定する禁止行為

(3) 第13条に規定する損害賠償義務

(4) 前各号に掲げるもののほか、使用承諾書に規定する使用者の義務

2 町長は、使用者が体験施設を観光やレジャー目的のために使用するなど、体験施設の設置目的を逸して使用していることが明らかとなった場合においては、何ら催告も要せずして、使用の承諾を取り消すことができる。

(明渡し)

第10条 使用者は、使用期間が終了する日まで(第9条の規定に基づき、使用承諾が取り消された場合にあっては、直ちに)体験施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は明渡し時までには体験施設の清掃を行い、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、当該体験施設を原状回復した上で、当該体験施設の鍵を町に返却しなければならない。

2 使用者は、前項前段に規定する明渡しを行うときには、明渡し日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき、使用者が行う原状回復の内容及び方法について、明渡しを行う前において使用者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 町長は、体験施設の防火、火災の延焼、構造の安全その他の体験施設の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾を得ずに体験施設内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、体験施設の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に越前町移住・二地域居住体験施設破損(汚損・滅失)届(様式第8号)を提出し、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が前項に基づく義務を履行しないときは、町長は、使用者に代わってこれを執行し、それに要した費用を使用者から徴収する。

(事故免責)

第13条 町長は、体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験施設又は体験施設周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないも

のとする。

(その他)

第14条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

越前町長

様

申請者 代表者住所

代表者氏名

㊞

越前町移住・二地域居住体験施設使用申請書

越前町移住・二地域居住体験施設を使用したいので、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同規則の規定を遵守します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2 回目以降（ 回目）			
使用期間及び物件	年 月 日から 年 月 日まで ※ 使用開始予定時刻：午後 時 分 （注 1）使用初日については、午後 1 時から午後 4 時までの間に 入居し、最終日は午後 1 2 時まで退居してください。 （注 2）3 0 泊以内で記入してください。			
使用者（代表者）について記入してください。				
ふ り が な 氏 名		生年 月日	年 月 日 歳	
住 所	〒 -			
電 話	自 宅	- -	携 帯	- -
メールアドレス				
職 業				
代表者以外の使用者について記入してください。				
氏 名	年 齢	代表者との続柄	職 業	
使用目的・理由				
現時点での 移住等の意向	<input type="checkbox"/> すぐにでも移住等をしたい。 <input type="checkbox"/> 近い将来移住等を考えている（ 月・年後ぐらい）。 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
滞在期間中に 実施したいこと	<input type="checkbox"/> 就職探しに関すること。 <input type="checkbox"/> 住宅探しに関すること。 <input type="checkbox"/> 生活・住環境の確認等に関すること。 <input type="checkbox"/> 地域（集落）の確認等に関すること。 <input type="checkbox"/> 教育機関（学校など）の確認に関すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
添 付 書 類	本人確認ができる書類等（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、写真付き住民基本台帳カードなど）			

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

越前町長

様

申請者 代表者住所
代表者氏名

㊟

一時使用目的による建物賃貸借契約に関する合意書

越前町移住・二地域居住体験施設を使用するにあたり、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条に規定する申請書（様式第 1 号）に記載した使用目的及び理由に供するための住宅として一時的に使用する目的で借り受けることを合意します。

様

越前町長

図

越前町移住・二地域居住体験施設使用承諾書

年 月 日付けで使用申請がありました件について、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、次のとおり使用を承諾します。

なお、使用に当たっては、施行規則を遵守し、適正に使用してください。

1 使用体験施設・使用承諾期間

使用体験施設	名 称	
	所 在 地	
使用承諾期間	始 期	年 月 日
	終 期	年 月 日

（使用初日は午後1時から午後4時までの間に入居し、最終日は午後12時までに退居してください。）

2 使用者

氏 名	続 柄

3 家賃

円

4 その他承諾条件

5 使用初日に本書及び家賃納付後の領収済通知書をご持参し、提示してください。

6 留意事項

- (1) 家賃は、体験施設使用開始日の前日までに同封の納付書により納入してください。
- (2) 家賃には光熱水費（電気・ガス・上下水道料金等）が含まれていますが、規定量を超過した場合は、別途料金が発生することがあります。
- (3) 体験施設の使用については、使用満了日の翌日を始期とする新たな使用承諾を行う場合を除き、期間満了日に終了してください。
- (4) 使用する理由及び動機等について、申請書記載の電話又はメールにて確認させていただく場合があります。
- (5) この使用承諾書をもって、一時使用目的の賃貸借契約が越前町と使用者間で合意されたものとしします。

様式第 4 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

越前町長

印

越前町移住・二地域居住体験施設使用不承諾通知書

年 月 日付けで使用申請のあった件については、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 4 項の規定に基づき、次の理由により不承諾と決定しましたので通知します。

理由

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

越前町長

様

申請者 代表者住所
代表者氏名

印

越前町移住・二地域居住体験施設家賃減免申請書

越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記の理由により家賃の減免又は免除を受けたいので申請します。

減免申請理由

年 月 日

越前町長

様

使用者 代表者住所

代表者氏名

印

越前町移住・二地域居住体験施設使用終了報告書

越前町移住・二地域居住体験施設の使用が終了したので、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり報告します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用期間に実施したこと	<input type="checkbox"/> 就職探しに関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 住宅探しに関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 生活・住環境の確認等に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 地域（集落）の確認等に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 教育機関（学校など）の確認に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> その他（ : 日間）
使用してみた感想	
具体的な成果	<input type="checkbox"/> 就業関係の候補が決まった。 <input type="checkbox"/> 住宅関係の候補が決まった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
移住に向けて、今後、相談したいこと	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
滞在を終えての移住の意向	<input type="checkbox"/> すぐにでも移住等をしたい。 <input type="checkbox"/> 近い将来移住等を考えている（ 月・年後ぐらい）。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他感じたこと	

※ 提供していただいた情報については、今後の移住・二地域居住支援、事業の感想紹介等、個人情報特定されない範囲で本事業のためにのみ活用します。

年 月 日

様

越前町長

印

越前町移住・二地域居住体験施設使用承諾取消通知書

年 月 日付けで使用の承諾をした件について、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり使用の承諾を取り消します。

1 使用を取り消す体験施設・使用承諾期間

使用体験施設	名 称	
	所 在 地	
使用承諾期間	始 期	年 月 日
	終 期	年 月 日

2 取消理由

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

越前町長

様

使用者

印

越前町移住・二地域居住体験施設破損（汚損・滅失）届

年 月 日付で使用承諾を受けた体験施設の建物、設備又は備品等を破損（汚損・滅失）したので、越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 発生（発見）した体験施設

使用体験施設	名 称	
	所 在 地	

2 発生（発見）した日時

年 月 日 時 分

3 破損、汚損又は滅失箇所

4 破損、汚損又は滅失の状況